

地域自主戦略交付金に関する指定都市市長会の緊急意見

国庫補助負担金の改革については、指定都市市長会は「国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野は国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること」を前提に、「地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置とし、税源移譲に向けた工程を明確にすること」や「地方の予算編成に支障をきたすことのないよう、早期の制度設計を行い、速やかな情報開示を行うとともに、指定都市を含む地方の意見を十分取り入れること」を重ねて求めてきた。

地域自主戦略交付金のうち市町村分については、平成 24 年度概算要求で事項要求とされ、かつ、第 13 回地域主権戦略会議においては、平成 24 年度の拡充方針について「市町村のうち政令指定都市を対象に検討を進める」こととされた。

これまでも、新たな制度の設計にあたっては、指定都市を含む地方の意見を十分に反映させることを求めてきたところであり、地域自主戦略交付金が「地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度とすることが目的」であることを踏まえ、平成 24 年度からの指定都市に対する地域自主戦略交付金の導入について次のとおり要請する。

- 1 国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること
したがって、地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置とし、その措置期間と税源移譲までの工程を明確にしたうえで導入すること
- 2 大都市特有の財政需要や権能を十分反映するとともに、国の財源捻出を目的とした総額の縮減を決して行うことなく、地方が必要とする総額を確保したうえで、指定都市に直接配分すること
- 3 情報開示の遅れがすでに地方の予算編成に支障をきたしていることから、早急に制度設計を行い、速やかに情報を開示すること
- 4 制度設計にあたっては、国の関与を最小限にとどめ、地方にとってより自由度の高い制度とするため、事務手続の簡素化など、別紙の意見を十分に反映させた制度とすること

平成 23 年 11 月 29 日
指定都市市長会

(別紙)

1 一括交付金は、あくまでも税源移譲までの経過措置であり、国庫補助負担金については全面的に一括交付金化すべきと考えるが、平成 24 年度からの指定都市への一括交付金の導入にあたって、特に、対象事業の拡大や地方にとってより自由度の高い制度設計を求めるもの(投資補助金)

項目	所管省庁	理由等
社会資本整備総合交付金	国土交通省	
道路事業		都市部においては、対象施設の整備需要は継続して見込まれることから、現行の対象要件を廃止し、社会資本整備総合交付金から全面的に移行することにより、手続の簡素化や一体的な事業推進が可能
港湾改修事業		
河川事業		近年頻発している都市型水害に対する浸水対策，地震対策など人口が密集している都市部で大きな課題であることから、現行の対象要件を廃止し、社会資本整備総合交付金から全面的に移行することにより、手続の簡素化や一体的かつ迅速な事業推進が可能
下水道事業		
都市公園事業		都市部においては、対象施設の整備需要は継続して見込まれることから、現行の対象要件を廃止し全面的に移行することにより、一体的な事業推進が可能
緑化重点地区 総合整備事業		全面的に移行することにより、都市公園事業等と一体的な事業推進が可能
緑地保全等事業		
地域住宅計画に基づく 事業		都市部においては、対象施設の整備需要は継続して見込まれることから、現行の対象要件を廃止し全面的に移行することにより、一体的な事業推進が可能
学校施設環境改善交付金	文部科学省	都市部においては、対象施設の整備需要は継続して見込まれることから、移行することにより、自治体の裁量での地域の特性を生かした施設整備を行うことが可能

2 地域自主戦略交付金の手続等に関する意見

- (1) 地域主権改革の趣旨を踏まえ、申請窓口の一本化、事前審査の簡素化、年度途中における対象事業間の流用などの手続の簡素化により、地方の自由度を拡大すること
 - (2) 財政需要の年度間偏在への対応のため、基金創設等による調整を可能にすること
 - (3) 継続事業分については、必要額を確実に確保すること
- また、客観的指標分への完全移行のスケジュールを早急に明らかにし、計画的な財政運営を行うことができるよう、地方の予見可能性を高めること